

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出について

H27.6作成

目的

公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資することを目的とする（法第1条）

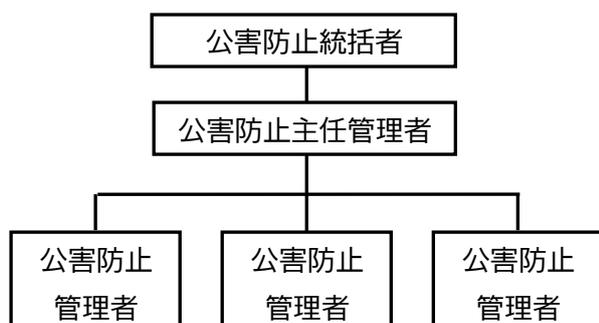
公害防止管理者等が必要になる工場は？

- (1) 対象となる業種は事業内容が次のいずれかに属していること
 - 1. 製造業（物品の加工業を含む）
 - 2. 電気供給業
 - 3. ガス供給業
 - 4. 熱供給業

- (2) 対象となる工場は（1）の業種に属する工場にあって、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める次のいずれかの施設を設置している工場
 - 1. ばい煙発生施設
 - 2. 汚水等排出施設
 - 3. 騒音発生施設
 - 4. 特定粉じん発生施設
 - 5. 一般粉じん発生施設
 - 6. 振動発生施設
 - 7. ダイオキシン類発生施設

必要な公害防止組織とは？

- (1) 一定規模以上の工場
ばい煙発生量が1時間当たり4万m³以上、かつ排出水量が1日当たり平均1万m³以上の工場
- (2) その他の工場
(1)に該当しない工場



(1) 一定規模以上の特定工場



(2) その他の工場

公害防止管理者等とは？

(1) 公害防止統括者（及びその代理者）

工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任で、資格は不要です。また、常時使用する従業員数が20人以下の特定工場では、公害防止統括者は不要です。

(2) 公害防止主任管理者（及びその代理者）

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。部長又は課長の職責にある方が想定され、資格を必要とします。

(3) 公害防止管理者（及びその代理者）

公害発生施設または公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料等の検査を行う役割を担います。施設の直接の責任者の方が想定され、資格を必要とします。公害防止管理者は、公害発生施設の区分ごとに選任しなければなりません。公害発生施設の区分については次ページ以降をご覧ください。

※ 代理者とは、公害防止統括者、公害防止主任管理者または公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職責を行うことができない場合に備えて、その職務を代行するもので、あらかじめ選任しておく必要があります。公害防止主任管理者及び公害防止管理者は代理者であっても資格を必要とします。

公害防止組織に関する罰則規定について

(1) 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びその代理者を選任しなかった場合
法第16条に基づき、50万円以下の罰金に処されます

(2) 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びその代理者の選任（死亡・解任）を届出なかった場合（あるいは、虚偽の報告をした場合）
法第17条に基づき、20万円以下の罰金に処されます

(3) 相続または合併により、特定事業者（特定工場を設置している事業者）の地位を継承したことを届出なかった場合（あるいは、虚偽の報告をした場合）
法第19条に基づき、10万円以下の罰金に処されます

公害防止管理者等の届出の手続きは？

提出時期

(1) 公害防止統括者（代理者）

① 選任

必要が生じた日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届け出る必要があります

② 死亡・解任

死亡、解任した日から30日以内に届け出る必要があります

(2) 公害防止管理者（代理者）・公害防止主任管理者（代理者）

① 選任

必要が生じた日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届け出る必要があります

② 死亡・解任

死亡、解任した日から30日以内に届け出る必要があります

(3) 承継

相続または合併により、特定事業者（特定工場を設置している事業者）の地位を継承したものは、遅滞なく届け出る必要があります

提出部数

2部（うち1部は返却いたします。）

添付書類

(1) 公害防止統括者（代理者）

原則必要ありません

(2) 公害防止管理者（代理者）・公害防止主任管理者（代理者）

有資格者であることが確認できる書類の写し

(3) 承継

工場が承継されたことがわかるものの写し

提出先及び問い合わせ先

環境部 環境保全センター

〒963-8024 福島県郡山市朝日三丁目5-7

電話番号：024-923-3400

FAX番号：024-025-9020

kankyoutc@city.koriyama.fukushima.jp



公害防止管理者の種類と資格者の種類

公害発生施設の区分	公害防止管理者の種類	資格者の種類
カドミウム・その化合物、塩素・塩化水素、ふっ素、ふっ化水素・ふっ化けい素、又は鉛化合物を含むばい煙を発生する施設（大気関係有害物質発生施設）（注1）で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第1種	大気関係第1種
大気関係有害物質発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの	大気関係第2種	大気関係第1・2種
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上の工場に設置されるもの	大気関係第3種	大気関係第1・3種
大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 未満の工場に設置されるもの（注2）	大気関係第4種	大気関係第1～4種
水質関係有害物質発生施設（注3）で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第1種	水質関係第1種
水質関係有害物質発生施設（注3）で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場又は特定地下浸透水を浸透されている工場に設置されるもの	水質関係第2種	水質関係第1・2種
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上の工場に設置されるもの	水質関係第3種	水質関係第1・3種
水質関係有害物質発生施設以外の汚水等排出施設で、排出水量が1日当たり1万m ³ 未満の工場に設置されるもの（注4）	水質関係第4種	水質関係第1～4種
機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る）（注5）	騒音・振動関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者（注9）
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン以上のものに限る）、機械プレス（呼び加圧能力が980キロニュートン以上のものに限る）、鍛造機（落下部分の重量が1トン以上のハンマーに限る）（注6）		騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者（注10）
特定粉じん（石綿）発生施設（注7）	特定粉じん関係	大気関係第1～4種 特定粉じん関係
一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設（注8）	一般粉じん関係	大気1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係
排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上、かつ、排出水量が1日当たり1万m ³ 以上のばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置の工場	公害防止主任管理者	以下の①、②いずれか ①公害防止主任管理者有資格者 ②大気関係第1種又は第3種有資格者であって、かつ水質関係第1種又は第3種有資格者
1. 焼結炉（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係

<p>2. 製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供する物を除く）であって、変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上のもの</p>		
<p>3. 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの</p>		
<p>4. アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く）を使用するものに限る）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が1トン以上のもの</p>		
<p>5. 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</p>		
<p>6. カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</p>		
<p>7. 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>		
<p>8. 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ろ過施設 ロ.乾燥施設 ハ.廃ガス洗浄施設</p>	<p>ダイオキシン類関係</p>	<p>ダイオキシン類関係</p>
<p>9. 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.ろ過施設 ロ.廃ガス洗浄施設</p>		
<p>10. アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</p>		
<p>11. 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設</p>		
<p>12. カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.硫酸濃縮施設 ロ.シクロヘキサン分離施設 ハ.廃ガス洗浄施設</p>		
<p>13. クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ.水洗施設 ロ.廃ガス洗浄施設</p>		
<p>14. アルミニウムまたはその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ.廃ガス洗浄施設 ロ.湿式集じん施設</p>		

<p>15. 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ.精製施設 ロ.廃ガス洗浄施設 ハ.湿式集じん施設</p>		
<p>16. 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b;3'・2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット ハ.においては単に「ジオキサジンバイオレット」とい）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ.ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ.ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ.ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ.熱風乾燥施設</p>	<p>ダイオキシン類関係</p>	<p>ダイオキシン類関係</p>

- 注1. 大気汚染防止法施工令第1を参照のこと
- 注2. 大気関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出ガス量が1時間当たり1万³未満のものは法の対象にならない
- 注3. 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施工令別表を参照のこと
- 注4. 水質関係有害物質発生施設が設置されていない工場で、排出水量が1日当たり1千³未満のものは法の対象にならない
- 注5. 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る
- 注6. 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内の工場に設置されているものに限る
- 注7. 大気汚染防止法施工令別表第2の2を参照のこと
- 注8. 大気汚染防止法施工令別表第2を参照のこと
- 注9. 平成18年度以降も騒音発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します
- 注10. 平成18年度以降も振動発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有します